

第十三回国会 運輸委員会 議 録 第四十二号

(1070)

昭和二十七年六月十日(火曜日)

午後二時四十四分開議

出席委員

委員長 岡村利右衛門君
理事 黒澤富次郎君 理事 瀧尾
理事 山崎 岩男君 理事 原 彪君
大澤嘉平治君 岡田 五郎君
尾崎 末吉君 關谷 勝利君
玉置 信一君 坪内 八郎君
島山 鶴吉君 山口シヅエ君
江崎 一治君 石野 久男君

出席政府委員

通商産業政務次官 本間 俊一君
運輸事務官(自動車局長) 中村 豊君

委員外の出席者

参議院議員 植竹 春彦君
専門員 岩村 勝君

六月九日

甲府、長野間にディーゼル電気機関車運転の請願(倉石忠雄君紹介)(第三四八二号)

社団法人東海貨物検査協会及び社団法人近畿貨物検査協会の設立申請に関する請願(福田繁芳君紹介)(第三四八三号)

甲府、長野間にディーゼル電気機関車運転の請願(吉川久衛君紹介)(第三五〇二号)

竹野港防波堤に燈台設置の請願(有田喜一君紹介)(第三五〇三号)

舞鶴港修築設備等に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第三五〇五号)

第八次造船の受注に関する請願(岡西明貞君紹介)(第三五六〇号)

吉都線延長に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第三五六二号)

播磨新宮、若櫻間鉄道敷設の請願(岡田五郎君紹介)(第三五六二号)

北諸県郡内に国営循環自動車運輸開始の請願(瀬戸山三男君紹介)(第三五六三号)

岩城港修築に関する請願(越智茂君紹介)(第三五六四号)

温田駅に快速電車停車の請願(今村忠助君紹介)(第三五六五号)

陸前自動車線の仙合乗入れ反対に関する請願(安部俊吾君紹介)(第三五六六号)

門司、熊本間准急を都城まで延長の請願(瀬戸山三男君紹介)(第三五六七号)

伊那里村、飯田市間に国営自動車運輸開始の請願(今村忠助君紹介)(第三五六八号)

野間崎に避難港築設の請願(川本末治君紹介)(第三五六九号)

北條線延長に関する請願(岡田五郎君紹介)(第三五七〇号)

篠山線全通促進に関する請願(有田喜一君紹介)(第三五七〇号)

芦別、深川間鉄道敷設の請願(篠田弘作君紹介)(第三五八〇号)

京阪地上線延長工事計画を地下線に変更の請願(高木吉之助君紹介)(第三五九〇号)

本日の会議に付した事件
道路交通事業抵当法案(参議院提出、参法第四号)

○岡村委員長 これより会議を開きます。道路交通事業抵当法案を議題とし、質疑を続けます。瀧尾君。

○瀧尾委員 まず第一に通産当局に対して、私はお願いがあるのであります。先般来いゝ、自動車の問題について、通産省側の御見解を伺うために、大臣並びに政務次官の御出席を求めたのでありますけれども、どうも御両所の当委員会に対する出席が非常にはかばかしくないのであります。

○岡村委員長 御両所の出席が非常にはかばかしくないのであります。もう少しぜひまめに当委員会にもお出ましを願ひたいというところを、第一段において申し上げておきたい。その結果は、通産省の若いお役人の方々に、われ／＼が非常結果に陥つて、私も国会といたしましては、行政の最高責任者にお尋ねしたいのでありますから、この点はくれぐれもひとつおなかの中に納めていた

だきまして、今後かような御注文を再びしないようにしていただきたい。実は先般来いゝ／＼お尋ね申し上げておりますことは、外国中古車の私下げ車両の問題でございますが、私の探知いたしましたところによりまして、最近の情勢の変化によりまして、ほとんど前回お出しになつておりますクーポンが、から切符になるおそれが発生しつつある。そのよつて来ると

ころを察しますと、最初この切符をお出しになりますときに、ある程度のドルの裏打ちをなすつておられたと伺つておりますが、その後、講和の発効に伴ひまして、米国人の国内における取引は、すべて円払いとするという原則によつて、その裏づけに用ゐせられたドルを御返上になつたとお伝えされました。従つて通産当局の御指定になりました車のディーラーはドルがいただけ車を買ふことができない。円をもつてしては、外国人の方がやみドルを買わなければならぬという状況に陥る。

それやこれや折り重なりまして、ほとんど今日は中古車の供給が市場に対してないのであります。従つて切符はあれども、現実には車は入手できない。しかもこの切符は、外国製自動車の譲渡制限規則の有効期間でございますから、当然六月一ぱいで失効になる。この期間を延長する方法はない。かようなつて、そのから切符の内容を考え

てみると、民間の人は割合早くクーポンを頂戴しておる。ところが国会議員は一番あとまわしになりました。その決定が非常に遅れました。従つて今日から切符を所有しておるのは、大部分は国会議員の線にしか寄せしておるのではありません。かようにいたしました、われ／＼一同その最も被害者たる立場に置かれつつあるのであります。これはたといかなる御事情がござい

しても、すでに議和発効前に出されたクーポン、限りあるクーポンであつて、他に悪例を残す余地は全然ない。従つて経過的な措置として、十分必要なるドルのお手当をなさるべきではなからうかと私は考えるのであります。政務次官のお考えを伺いたい。

〔委員長退席、黒沢委員長代理着席〕

○本間政府委員 御承知のように、自動車の関係は六月一ぱいで自由になりますので、実はクーポンを出すか出さないかというところにつきましても、いろいろな議論があつたわけでありま

す。しかもその合数をどれくらいにするかということにつきましても、いろいろ議論があつたわけでございます。運輸省の御要望にもこたへまして、御承知のような合数を出したわけでございます。手続の関係その他で幾分遅れましたことは、私も残念に思つておるわけでございますが、七月から自由になるといふような見通しはつきりいたしております。関係もありまして、思うように中古車が入らぬというのも実際かと思つております。前の委員会でも、軍関係の車が思うように出ぬじやないかという事情につきましては、車両部長から御答弁申し上げたかと思ひますが、この問題は近く解決をいたしたいと思はれておる次第でございます。従つて以前までは、御承知のようにドルの裏づけをいたしておつたわけでございますが、今度出すに当りまして、その点を一応検討いたしましたのであります。御承知のように講和が効力になりますので、できるだけ日本

なりませんが、明日はちよつと困難かと思ひますが、できるだけ早く措置して、御趣旨に沿ひたいと思つております。

○通産委員 明日はいかぬとおつしやうが、実は残る期間が二十日しかない。このクローボンの期限を延長するのには新しい法律を出さなければ、法治国でありますから、たゞ通産大臣の御權威をもつてもできないと思ひます。しかも期間が二十日しかない。従つてぜひ明日と申し上げたいが、こちらがまゝを申し上げても何ですか、あと二日間くらいでぜひお願いしたいと存する次第であります。これが第一の問題で、これはクローボンの経過的措置に関するお願いでございます。

もう一つ第二段の問題は、五月二十日に通産省告示百十四号というものをお出しになりました。これによりまして、七月一日以降軍人軍属の所有する車を購入する場合には、通産大臣の許可があるという告示であります。これを私見いたしましたときに、実にびっくりするやうな感じがしたのであります。そも、物調令の廃止をこの三月末日限りで相談いたしましたときに、自由党の政務調査会におきましては、石油の統制を残すか、外国自動車車の譲り受けの関係を許可制を残すか、この二つが最後まで議論の対象になり、自由党としてはどうしても自由経済の本旨からして、二つとも思い切つてはすそじやないかということで、党といひましたし、それが相当重要問題として議論の末、これがはすされた。ところがさうして七月一日が近づいて自動車自由になり、人もわれもと期待しておつたや

さきに、一片の通産大臣の告示をもつて、軍人軍属の源から出る自動車に限つては、通産大臣の許可があるという一つの籍口をおはめになつた。これは驚くべきことだと思ふ。形式的には、為替管理令の關係から通産大臣が告示を出すことにおいて、法律的に何ら違法はないかもしません。しかし少くともわが国の政党政治の実態にみても、これだけわれわれが重点を置いてきめた方針に対して、一片の告示をもつて、何らのあいさつなくしてかような重大なことが行われるということ、実に奇々怪々だと思ふ。私はこの点で通産大臣なり政務次官なりのお考えを十分伺ひたいと思つてございませうが、どういふ御心境であられますか、お答えをいただきたいと思ひます。

○本間政府委員 その問題は、御承知でもあらうかと思ひますが、軍人軍属の自動車は無為替で入つて来ておるわけでありませう。従ひまして私どももいたしましては、無為替輸入の關係があまり濫用せられまして、いろいろ弊害などが出る場合もありますので、軍人軍属の方から日本人に渡ります自動車の一一年間に限ります大抵の数字を押えて参りたいという考えで、為替管理令の方の法規に照しましてそういうものが出たかと思ひます。これは一応通産大臣の許可を受けるということになつておられますが、そんなきゆうくつなものではないわけでありまして、私どももいたしましては無為替輸入の弊害が出ないようになつた、こゝういふ考えを持つておられますので、大体両者の間で總数を決定いたしました、その總数の範囲内で話し合ひが出来ますれば、そ

れを一々むずかしく考へて、そうして許可をするというやうなつもりはないのでございませう。ただ無為替輸入の弊害が出ませんやうに、できるだけ總数を押えて参りたいというつもりでございます。

○通産委員 私は本問題の解決策として、政務次官の御答弁はポイントがはずれておると思つてございませう。無為替輸入の問題で、自動車は嚴格な登録制をしておりませうから、関税その他につきましては、アメリカ人の所有から日本人の所有に移りますときに、的確にこれを押えることが出来ます。この自動車の入手経路というものが自動車登録の本体をなしておるものでございませうから、この際に無為替で関税を拂わないで入つて来たというこの關係は、全然心配する懸念はない。ただ通産大臣の御心配になつておる点は量的に、財政的に見てどうか。なるほど為替管理令を拜見いたしますと、國際貸借上非常に重要な場合、あるいはそれによつてわが國の資本が外國に逃避するおそれがある場合ということである。その二つのレア・ケース、例外的な事象に該當するものとしてこの省令が出ておるのをごぞいませうけれども、私はそのいずれの場合も當らないと思ひます。大体軍人軍属の國內に持つておる車は、二万両ぐらゐでありませう。それが三年に一ぺん新しい車を買つて売るといたしまして七千両ぐらゐ、一合千ドルとして七十万ドルかそこらのものであつて、國際貸借上云々するほど龐大な金になりつてはな

い。またこれによつて外國人の中古車を買つたからといつて、それで日本の資本が外國へ逃避するものではない。

その財産は國內にあるのでありますから、これは資本逃避というやうな條項に全然該當しない。ただ政務次官が言われるやうに、大臣がそれでも量的に心配だと仰せられるならば、それは日本とアメリカとの行政協定の中で、アメリカの軍に對して、お前のところの軍人軍属は年に何合輸入するか、大体目安をつけてくれ、その面でお縛りになればつこうである。國內法を出して國內で通産大臣の許可制をしくなんということは、まづたぐいざる措置である。總数において、根元でちゃんと押えてしまふ。アメリカの軍が、自分のところの軍人軍属が自動車をかういふ年に一合はいくら、二年に一合はいくらといふことをきめてもらひませうれば、こつちに移りつてはなないのでありますから、國內的に許可制をしく必要は毛頭ない。もしお話のありましたやうな、御政策であると思へば、私はまことに方法、手段を間違えておられるのではないかと思ふ。それがひいては不必要に許可制をしき、それが心理的に響きまして、國內の外國自動車直段を非常につり上げる道具に使われる。従つてこれを使わんとする國民大衆の負担を増すといふことになり、結局は國民經濟の上において、われわれはみんな損をすることになる。この点についての御見解を承りたい。私はぜひこの通産省告示百十四号というものは即刻廢止していただいて、さうして明朗な自動車市場をつくり、そのかわり御心配のやうな向きについてはアメリカにそのことをお申入れになつて、アメリカ側で自主的にそれを規正していただければ、必要にして十分なる措置であると思ひますが、お考えは

いかがでありますか。

○本間政府委員 アメリカの軍人及び軍属が使用する自動車の總数のところを押えるといふのも、一つの考え方であると思ひます。ところが御承知のやうに軍人軍属の数が今後どういふことに相なりますか、やはりこれも多少は影響があるかと思ひます。従ひまして向うの方でも、きめました總数で使ひます人が不便をこうむるというやうなことがあつても、あつても悪いわけでありまして、そこでチェックをいたします方法は考へ方としてはあるわけでありませうが、實際問題としてはなか／＼むずかしいのではないかと私は考へておるわけでありませう。

そこからは無為替輸入の問題は、実はいろいろ問題を生んでおられます。御承知でもあらうかと思ひますが、學校でありますとかあるいは宗教團體でありますとか、さういふやうなところに対しては、從來も無為替の制度をそれ／＼の必要に応じて許しておつたわけでありませう。ところがそれが私どもの許しておりました趣旨とはずれておるやうな關係をも勘案いたしまして、大体向うが駄下げをいたしますところを押えて行こう、こゝういふことに一慮いたしたわけでありませう。通産大臣が許可するのを非常にごきゆうくつにお考えになつておるやうであります。が、さういふこととさういふ決定をいたしますれば、扱ひ方は先着順のやうな形に相なりますか、どういふ形に相なりますか、その点はさうむずかしくお考えくださるぬでもよい、こゝういふふうに私は考へておるわけでありませう。

を入れるかということになるかと思
います。その点は国産自動車をあま
り擁護し過ぎまして少なければ、そ
らの入りました自動車が高価に
販売せられるということになります
ので、その辺を調和いたしまして、で
きるだけ国内産自動車の非常にいい刺激
にもなり、また利用いたします側の
方も考えましてやつて行きたい、こ
う考えております。

○**満員委員** 七月一日以降におきまして、われ／＼は米国製の、ドル地域のドル建の新車を購入することができないのであるかどうか。私の仄聞したところによりますと、中古車のドル建の車を使わせることは考えておるけれども、新車は日本人には使わせないというふうな御意向があるかに仄聞したのでございますが、はたしてそれが通産省当局の真意であるかどうか、一応確かめておきたいと思ひます。

○本間政府委員 先ほども申し上げたのでございますが、ドルを買いまして新しく入って参ります車はドルで売りたい、こういう考えを持つておりますので、従いましてドルを持つておりまする外国人が買う、こういうことにならうかと思つております。

○満屋委員 私はそれは非常におかしなことだと思ふ。われ／＼憲法によつて基本的人権を保障されておる。その中に自分の乗りたい車に乗るといふ

基本的權利はあると思う。一體米國製の
の新車には日本人は乗れないのだとい
うことをどうしておきめになるのか。
法治國たるものがむやみとそういうば
かな現象が起るはずがない。英國製の
車なら乗れるけれども、アメリカ製の
新車には日本人は乗せないのだ、古物

でなければお前は乗せないのだ、そういうばかことがどうして行われるのか。為替操作上のりくつは一応あるでしょうけれども、しかし基本的に日本人はアメリカ製の自動車には乗るべからずというところをお考えになることは、実に奇々怪々なことと思うのでございすが、そのかみ合せはどういうふうにお考えになっておられますか、伺いたい。

○本間政府委員 日本人はアメリカの新しき車には乗つていかぬというふうな、きゆうくつな考えは持つておられないわけでございます。御承知のように国際收支の関係で、ドルとポンドとの関係があるわけでございまして、その方の関係から、ドルで買いましたものはできるだけドルで売りたい、こういうことで、ただいま申し上げたような方針が生れて来ておるわけでございまして。国際收支の関係から、現に日本がドルとポンドを持つております状況から、そういう処置をいたしたい、こういうふうにお考えはおるわけでありまして。

○瀧尾委員 為替管理上の問題、あるいは国際貨物の御考慮から、そういう行政方針をおとりになりたいという御希望の点については了解するのであります。しかし法律的に日本人には新車に乗させないというところはおかしいと思う。国の方針としてそういうふうな行政指導をしたいということに重点を置いて、そこへ持つて行きたいという御考慮だけは、われわれは了承するのであります。ドル建の新車は買えないのだというところは、憲法に違反した法律だと思つてございすが、これはどういうことでございすか。

○本間政府委員 法律の上でそのような処置はございせん。

○玉置(信)委員 関連して一言伺います。今のような法律によつて規制されることになり、しかも七月以降自由に入手できないということになり、まず一面において第三国人が、従来もやつておつたが、今後やみでもつてこれの売買を行うことが一層これによつて助長せられるやに考えられまして、どうした第三国人に對する措置を、どういうふうにお考えおるか、その対策いかにして伺います。

○本間政府委員 御承知のように、七月からは外国人の乗つておつた車を買つた場合に、従来のように外国人のナンバーでなければならぬというふうなことはなくなつたわけであり、ございまして、第三国人がそれをどういうふうにご利用して法外な利益を占めるか、その点は十分改善せられるのではないかと思つておりますので、そういうことはどうものみ込みない点であります。

○瀧尾委員 私がいささかその間の事情に通じておりますから申し上げます。たとえば、ここに非常な金持ちがおる。あるいは銀行の總裁がおる。ぜひアメリカ製の今年のばり／＼の自動車に乗りたいたいという人物がおるとするが、あなたのお話によりまして、ドルはドルでというわけでありまして、アメリカの新車を買ふことはできないわけでありまして。第三国人はドルを持つておりますから買えます。第三国人はきよく買つて翌日日本人の金持ちに売ればよいのです。そうすると究極においては、日本人の金持ちはそれに乗

るに違ひないけれども、それはじかに買えないで、まず第三国人のルートを一べんくぐらなければならぬ。まわり道を一べんさせられるが、そのまわり道をするに必要は必ず權利金とされる。結局日本人が乗るに違ひないけれども、そういう御制限があるために、いたずらに第三国人にたゞで金をもらひさせるという結果におちつくだり。この事情をどうと御認識になれば、さつきお話のようなドルにドルをなつていうようなきゆうくつなことをおつしやる必要はないと思ふ。その御政策のよつて来るところは、先ほどの国際貨物上の問題、日本の資金の海外逃避の問題、この二点よりのほかないだらうと思ふが、これはいづれの場合にもちつとも該當しない。該當するところをお考えになつておるのとは通産局だけであつて、健全なる良識をもつて判断する限り、そういうことは考えられない。一体日本人は一年に幾ら自動車を買いますか。かりに一万台としたところでしたら、御承知の通りそれはほんとうに日本の政治経済の面において有用に働く自動車でありまして、これを奢侈的浪費であるというふうな考えはおかしい。どこか心の中にそういう考えがひそんでおるのではないかと思ふ。今日日本はどの高度の文明国であつて、乗用車がこれほどしかない。これはフィリピンにも劣つておれば、中南米の諸国よりもはるかに劣つておる。乗用車を年に一万台や一万五千台買ふからといつて、日本の国際貨物上から申してそれがひつくり返るわけでもないし、それによつて資本が逃避するわけでもない。その点で乗用車を奢侈品であるという基

礎的な潜在意識が当局にあるか、もしくは何と申して外国車を少くして、国産自動車を増ひその線までひつぱつて行きたいという潜在意識があるか、この二者いづれかのなせるわざだと私は判断するのであります。この点すなにおにもう一べん御反省をお願いしたい。

○本間政府委員 自動車は奢侈品だという考えがあるかどうかということですが、これは奢侈の概念というか、その基準にもよるうか存じます。しかしきゆうくつな考えは持つておらないのであります。ただドルを使つて入つたものでありますから、できるだけドルを回復したいという考えを持つておるわけではございまして、そのほかにはきゆうくつな考えは持つていないわけではございまして。

○瀧尾委員 ドルをもつてドルというお話でありまして、他の物資についてはそういうことはない。ただ自動車に限つて嚴格にその線に立ち返らうとお考えのところに判断に無理がある。極端に言えば、アメリカ製の口紅も輸入になる。それに対してドルをお渡しになるに違ひない。またおしろいも輸入されるに違ひない。自動車と口紅とを比べてどつちが国民経済に重要かといふことは、言をまたずして明らかである。乗用自動車のように国民生活のライフエッセンスを上げるものについて、わずかのドルをかように神経質に使わなければならぬのか、われわれは了解に苦しんでおるのです。

○本間政府委員 口紅の例を出されたのであります。外国人が使用する日用雑貨は、今後相当地きゆうくつにならうかと思ひます。私どもが輸入をいた

しておりますのは、決して日本人が外国の口紅を使うつもりで輸入をしておるわけではないのでございまして、日本人には相当外国人がおりますから、その人たちの日常生活に必要な雑貨は入れなければならぬ、そういう考えでやつておるのであります。今後これらの日用雑貨は相当しほられて行くものと私どもは予想しております。

○江崎(一)委員 道路交通事業者が、その企業体全部を担保にして金を借りなければならぬというふうな状態に、現在立ち至つておるのかどうか。その点陸運関係の方の御説明をいたしたい。

○中村(量)政府委員 自動車運送事業として資金がどういうふうになつておるかという御質問でございすが、私たちが各事業者の強い要望を伺ひまして、いろいろとまとめてみたところの資金需要額は、総額で二十八億五千万円ばかりというところになつております。ところがその中で自己資本で調達するとか、あるいは増資によるとかいう方法によりまして、一部分は調達できるものであります。残り十九億ばかりは、どうしても調達の方法がないから銀行から借り入れるほかはないという模様でございまして。そのうち特に設備として大きいのは車両でございまして、新しい自動車を買ふ資金としては十五億ばかりあるというところではあります。そこでこの資金の調達については、役人の立場を離れてできるだけ銀行などにもお供して調達のあつせんをしておるのでございすが、何しろコマーシャル・ペーパーに立つておる銀行としては、いかに役所からの口添えが

ありまして、そろばんに乘らないものについては融資できないということ、思ひ通りに調達できないわけでございます。歴史を申しますと、昭和二十一年ごろには勧銀から八億ばかりの融資を得まして、また二十二年以後においては復金から三億六千万円ばかりの融資を得たのであります。ところがその後どういふ国策的な融資の道がとざされたのですから、現在のようにな困つた状態が現われて来ておるのであります。そこで自動車事業のようにな、一つ／＼の物件としては担保価値が少いものになるべくその担保価値を大きくしまして、信用力を増すことによつて融資の道を容易にしようという事で考へたのが、この財団抵当の考へでございます。

○江崎(一)委員 道路交通事業の全体を大局的に見ますと、もうからぬ企業ということになるのですか。

○中村(豊)政府委員 この事業は御承知のように道路運送法あるいは通運事業法によつて、運賃、料金は運輸大臣の認可を受けなければいけないということになつておるわけでございます。この事業が国民大衆の利害關係に非常に影響が大きいものでありますから、運輸大臣としては公共の福祉という見地から、運賃、料金を非常に厳重に審査しまして、そう何でもかでも値上げを認めるということせず、適正な原価に對して適正な利潤を含めた限度において運賃、料金を認可しておるわけでありまして、この事業全体は利益の、その大きなものではございません。

○江崎(一)委員 そうしますと、この法案自体の直接の意図がどうあると、企業としては運輸大臣の監督下にあつて、利潤が制限されておる。従つて道路交通事業をやつておる人たちは、行く／＼全部これを抵当権にとられてしまつて、結局これが金融独占資本の支配下に全部入つてしまふというやうな形になりはせぬかと思ふのです。その点はどうかと思ふ。

○中村(豊)政府委員 運賃、料金はただいま申し上げましたように、能率的に經營されたところの原価を十分にまかない、なおかつ適正な利潤を含むという事であります。適正な利潤で利潤を認めておるのでございますから、健全な經營をする限り、さうな御心配はないのであります。ただ一時的に資金がある場合に、その担保として財団をつくるというわけでございます。

期限に分割支払いをいたしておる会社を見受けております。ただいま中村政府委員からお答え申し上げましたように、まじめに行政官庁の監督下にありまして、しかもまじめな經營者の計画通りに事業を今後遂行して参りますれば、かつまた従業員がやはり今の経営組織の上に今のやうな職務をいたしておられます限り、その心配はない、かように実情に即して考えられるのでございます。

○江崎(一)委員 私過去の経験にかんがみまして、今の御説明は一応表面上は受取れますけれども、非常に危険な要素が含まれておるのではないかと考へるのです。と申しますのは、これは戦前のことであります。マツダランブという大きな工場があります。これが民間の電球工場や真空管工場に金を融資する。そうしてそのやり口というものは、どん／＼融資して、今度はどん／＼品物で競争して、立つて行かなくなると、それをどん／＼買収して自分の工場にし、あるいは生産過剰になる場合には、それを意識的につぶしてしまふというやり方をやつた。こういう運営の方式が、これすなわち資本主義のやり方ですから、おそらくこの交通事業に對しましても、これと同じやうなことになる。表面的にはいかにきれいな言葉で粉飾されておるやうな、こういうことになり得る要素を非常に強く條件づける法案であると考へるのです。今あなたの御説明では、表面だけではもつともだというやうな気がするのですけれども、実際はなか／＼そういう運営は参らぬと思ふのです。そういうつ込んだ点についても何か御意見があればお伺いしたいと思ふのです。

○植竹参議院議員 私の方もつ込んだお答えを申し上げます。ただいまのことは必ずしも表面のお答えではなかつたのであります。過去におきまして、申し上げますと、過去におきまして、江崎議員がおつしやいましたやうな事実も、自動車業界に確かにございまして、それは原因は、一路線に對しまして、たゞさんの業者が免許を受けました結果、血みどろな競争をいたしました。過つて、料金を引下げ、またサービスを過ぎ、そうして採算がとれなくなつて金融業者の手に陥り――當時は銀行の手に陥らないで、他の同業者の手に事業が帰りました結果、非常に公衆にも不便を与えるやうな結果になつた血みどろの歴史がございました。

○中村(豊)政府委員 ただいま植竹議員からお話申し上げた通りでございます。運輸省といたしましては、法律に定められた免許基準によつて、自由に定めた不正なる競争をやらすということ、独占の弊害を除くと同時に、免許を与えられた事業者の事業の安定、經營の安定をはからせておるのでございます。健全に經營する限りは、御心配のやうな金融機關の手に陥つてしまふということは、今後起らないと信じております。

○岡村委員 満尾君の動議の通り決するに御異議ありませんか。

○岡村委員 御異議なければさう決定いたします。

○岡村委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○岡村委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○岡村委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○岡村委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○満尾委員 本案につきましてその運用に關し附帶決議をしたらどうかと思ひますので、その動議を提出いたします。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○岡村委員長 満尾君の動議に対して御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○岡村委員長 御異議なしと認めます。満尾君。

○満尾委員 本案に道路運送交通事業に對しまして事業抵当の制度を提供して、その金融をなめらかにすることを目的としておるのでございますが、この機構、からくりだけをもつてしては、いまだ当事業の直面しております／＼の金融上の困難に對しまして十分でないと思われれますから、画龍点睛の意味におきまして、進んで政府は本案の成立とともに当該事業に關しまする政府資金等の融資につきまして、強力なるあつせんをいたすように附帶決議を付することを適當と認める次第でございます。それで私はここに附帶決議の案を朗読いたします。

道路交通事業抵当法案に對する附帶決議案

道路運送事業及び通運事業は、我が國産業の發達、民生の安定上不可欠の事業であることは言うまでもない。

しかるに、当該事業の現状は輸送要請の増加に對応するための車両増備及び戦時、戦後の酷使による老朽施設の更新に對し資金的に極めて窮乏せる状態にあり、これが解決は最も緊要である。

かかる見地からして、本法案の成立は、当該事業の長期資金確保に資

するものとして、誠に當を得たものであるが、更にこの担保力を基礎として速かに当該事業を日本開發銀行等の融資対象事業に指定する等政府は資金の確保あつ旋に關し強力適切な措置を講じ本法の運用上遺憾なきを期せられんことを望む。

以上でございます。

○岡村委員長 満尾君の動議に賛成の諸君の起立を願います。

〔総員起立〕

○岡村委員長 起立総員。よつて附帶決議を付するに決定いたしました。

なお本案に對する報告書については、委員長に一任願いたい存じますが、異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○岡村委員長 御異議なければさう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十三分散会

〔参照〕

道路交通事業抵当法案（參議院提出）に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年六月二十一日印刷

昭和二十七年六月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁